

# 所得税から住民税への税源移譲



東京大学名誉教授 神野 直彦

## 所得税の税源配分の二方式

この連載で「地方消費税と地方所得税」というテーマを取り上げているのは、第二次大戦後に定着した日本の財政制度では、中央政府と地方自治体との財政関係が、「集権的分散システム」となっていたからである。つまり、公共サービスは主として地方財政が提供する分散システムであるにもかかわらず、提供する公共サービスの決定権は中央政府が握るという集権的システムとなっていたのである。

しかし、中央集権的な福祉国家が行き詰まると、先進諸国は地方分権を推進していく。そのため日本でも、「集権的分散システム」の「分権的分散システム」への改革が推進されることになる。

そうした改革の基軸は、福祉国家の基幹税である所得税を国税から地方税に税源移譲することによって、自主財源の比重を高め、依存財源の比重を低めることにある。前々回の連載で述べたように、この課題を担った改革が、2008年度の「三位一体改革」である。

もちろん、所得税の国税から地方税への税源移譲といっても、基幹税である所得税の税源配分を改革することにほかならない。しかし、「三位一体改革」では所得税の税源移譲とともに、所得税の税源配分の原則を、地方税

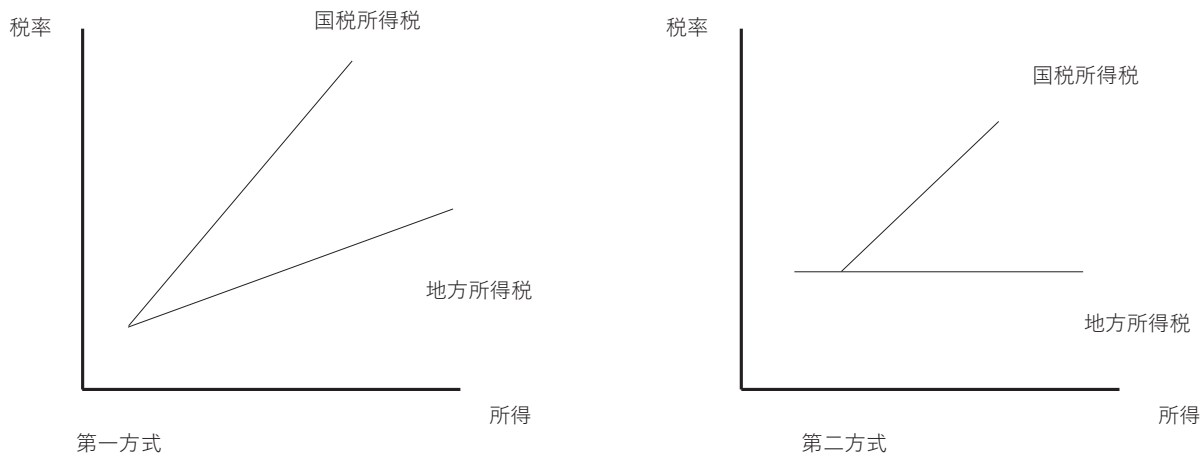
の租税原則に整合するように改めたことに注目する必要がある。

所得税の税源配分には二つの方式がある。第1図に示したように、第一の方式は、国税としての所得税も地方所得税も、累進税率で課税する方式であり、第二の方式は、国税の所得税は累進税率で課税するけれども、地方所得税は比例税率で課税する方式である。

2008年度に「三位一体改革」の税制改革が実施されるまでの日本の所得税の税源配分は、国税の所得税も地方所得税も、累進税率で課税する第一の方式であった。「三位一体改革」では、所得税の税源配分を第一の方式から、国税の所得税を累進税率で、地方所得税つまり住民税を比例税率で課税する第二の方式に改めたのである。

地方税が依拠すべき「地方税の租税原則」は、(一) 応益原則、(二) 安定性の原則、(三) 普遍性の原則、(四) 負担分任原則、(五) 自主性の原則、の五つである。国税は応能原則で、地方税は応益原則でという第一の原則からいえば、地方所得税は累進税率ではなく、比例税率で課税すべきことになる。地方税は景気変動に左右されず、税収が安定していることが望ましいという安定性の原則からいっても、景気によって税収の変動が激しくなる累進税率より

第1図 国税所得税と地方所得税の税率



も、比例税率で課税すべきだということになる。さらに、地方税は税収が地域的に偏在するのではなく、普遍的に存在するほうが望ましいという普遍性の原則からいっても、地方所得税の税率は累進性ではなく、比例税率にすべきだということになる。

### 「三位一体改革」の税制改革

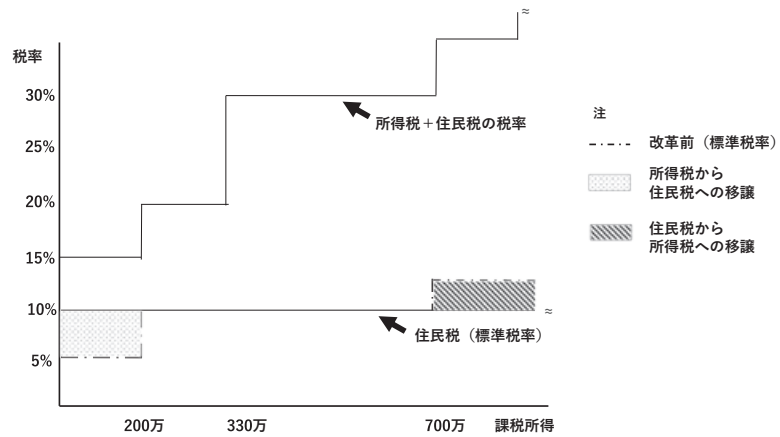
このように地方所得税（住民税）は比例税率で課税したほう

が、地方税の租税原則に整合的だというだけでなく、地方所得税を強化していく重要な理由が、「福祉国家」から「ポスト福祉国家」への移行にともない、中央政府による現金給付から、地方自治体による福祉、教育、医療という現物（サービス）給付での生活保障へとシフトする必要性にあることを忘れてはならない。既に前回の連載で述べたように、そもそも地域社会の相互扶助によって担われてきた現物（サービス）給付は、所得に比例して負担し合う比例税率で課税される地方所得税で賄うことが望ましいのである。

こうして「三位一体改革」の税制改革では、それまで5%、10%、13%という三段階で課税していた地方所得税つまり住民税（所得割）を、10%という比例税率一本で課税することに改めることにした。市町村民税と道府県民税とに区分して示すと、（一）3%の市町村民税と2%の道府県民税を合わせた5%、（二）8%の市町村民税と2%の道府県民税を合わせた10%、（三）10%の市町村民税と3%の道府県民税を合わせた13%、という三段階の累進税率を、6%の市町村民税と4%の道府県民税を合わせた10%という一本の比例税率に改めたのである。

この改革の目的は、あくまでも所得税の税源配分を改めることにあるため、所得税と住民税とを合わせた租税負担を原則として変更しないという方針が取られている。そのため住民税の税率が5%から10%に引き上げられる200万円までの課税所得には、10%の所得税が課税されていたけれども、それが5%に引き下げられたことになる。これによって所得

第2図 税源移譲のイメージ



税から、住民税に約3.4兆円が移譲されることになったのである。

逆に住民税の税率が13%から10%に引き下げられる700万円以上の課税所得には、20%の所得税が課税されていた課税所得には23%で、30%の所得税が課税されていれば33%にというように、所得税が3%ずつ引き上げられていく。こうして住民税の3%分にあたる約0.4兆円が、住民税から所得税へ移譲されることになる。

この所得税の税源配分を見直す改革を、細かな点を見逃して、イメージ図で表示すると、第2図のようになる。所得200万円までで所得税から住民税への税源移譲が約3.4兆円、課税所得で700万円以上の所得階層で約0.4兆円が住民税から所得税に税源移譲されることによって、約3兆円の所得税から住民税への税源移譲が実現したのである。

#### 著者略歴

神野 直彦 (じんの・なおひこ)

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、同大学・大学院教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。

著書に『「分かち合い」の経済学』(岩波書店)、『希望の島』への改革—分権型社会をつくる—(NHK出版)、『地域再生の経済学』(中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞)、『財政学』(有斐閣・2003年租税資料館賞受賞)、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』(岩波書店)、『財政のしくみがわかる本』(岩波ジュニア新書)、『「人間国家」への改革』(NHK出版)、『経済学は悲しみを分かち合うために私の原点』(岩波書店)等がある。